

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1314号)

平成27年10月8日

横情審答申第1314号

平成27年10月8日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成27年3月2日栄税第1844号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「原付バイクの登録台数（125CC以下） 但し、栄区住所地Aを定置場所
とする平成22年1月現在から同26年1月現在」の非開示決定に対する異議申
立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「原付バイクの登録台数（125CC以下） 但し、栄区住所地Aを定置場所とする平成22年1月現在から同26年1月現在」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「原付バイクの登録台数（125CC以下） 但し、栄区住所地Aを定置場所とする平成22年1月現在から同26年1月現在」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年1月5日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 栄区総務部税務課（以下「栄区税務課」という。）においては、総排気量125CC以下の原動機付自転車（以下「原付バイク」という。）の新規取得・廃車等の税申告を受け付け、軽自動車税を賦課徴収している。

定置場の記載を含む軽自動車税の申告内容は、栄区税務課において軽自動車税システムに入力し、保有及び管理されている。

保有管理されている原付バイク台数に係る集計資料としては、毎年度5月初めの定期課税時の区ごとの賦課件数を記載した「市税賦課額調」（平成22年度は総務局主税部税務課、平成23年度から26年度までは財政局主税部税務課が年度ごとに作成した公表資料。平成26年度軽自動車税栄区賦課件数11,149件）があるが、軽自動車税システムに登録されている原付バイクの台数を定置場別に集計は行っていないことから、「市税賦課額調」には栄区住所地Aを定置場として登録された原付バイクの台数については記載されていない。

- (2) 軽自動車税システムは軽自動車税申告受付事務及び賦課徴収事務を行うためのシステムであり、個々の車両についての登録内容を呼び出す機能を備えているが、シ

システムから特定の場所を定置場とする車両台数を抽出する機能がないため、請求対象である登録台数は、いずれの時点におけるものであっても集計することができない。

- (3) 以上の理由から、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないことから、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（以下「軽自動車税申告書」という。）の一部である主たる定置場の住所地を開示するとの決定を求める。
- (2) 本件請求の対象は住所地Aであり、軽自動車税申告書は、栄区税務課が非開示理由説明書（平成27年10月8日横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1312号に係るもの。以下「当審査会答申第1312号に係る処分理由説明書」という。）で当該申告書を受け付けたと認めた事実との一致があり、証拠上明らかである。
- (3) 栄区税務課が標識（ナンバープレート）を申請者に交付した記録の正本・副本の行政文書、日付入りがあることは軽自動車税申告書及び当審査会答申第1312号に係る処分理由説明書からも明らかである。また、同文書には保存期間があり、開示対象の正本又は副本が存在するから、文書の保存期間を理由とした開示不能の理由がない。
- (4) 「主たる定置場」を記載した文書は存在し保有されていたから、当該同じ住所地45台分の「主たる定置場」部分のみの一部開示決定をすることができた。
- (5) 栄区税務課は、当該45台分の行政文書データをバラバラに各所に放置しているのではなく、憲法第94条「地方公共団体の権能」により一つのファイルに集積し「財産を管理」する保存義務がある。
- (6) 栄区税務課が調べたとする以上、申告された「主たる定置場」に45台分が同じ場所の住所地にされていた虚偽記載、公文書原本不実記載、同行使があった事実を知っていた。
- (7) 申立人は、栄区に対し当該45台分の行政文書の一部開示により、特定の個人の氏名が墨で消されたプライバシーの侵害のない行政文書を開示請求で得られる権利があり、発火する危険物ガソリンを多量に集積されている危険度を集計する権利があ

るにもかかわらず、これらの権利を侵害されている。

- (8) 栄区税務課が本件申立文書を保有しているので、原則開示の情報公開条例に違反し、かつ、保有しないとの前提による非開示決定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第2項に違反した権利侵害であり、不適法な決定であるので取り消すべきである。
- (9) 集計した文書があるか、集積した一つのファイルがあるか否かを問う必要はなく、存在する多数の文書を集めたファイルが存在しているから、本件処分は違法である。

5 審査会の判断

(1) 軽自動車税賦課徴収に係る事務について

栄区税務課では、地方税法（昭和25年法律第226号）第447条及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第77条に基づき、軽自動車税の納税義務者のうち原付バイク及び小型特殊自動車の納税義務者から、新規取得・廃車等の税申告を受け付け、軽自動車税を賦課徴収しており、申告に必要な事項は、次のとおりである。

ア 住所、氏名又は名称

イ 軽自動車等の売買があった場合において、売主がその軽自動車等の所有権を留保しているときは、その事実及び事由

ウ 軽自動車等の主たる定置場

エ 軽自動車等の用途、種別、形状、車名並びに型式及び年式

オ 軽自動車等の取得の年月日及びその事由

カ 原動機の総排気量又は定格出力

キ その他規則で定める事項

また、定置場の記載を含む軽自動車税の申告内容は、栄区税務課において軽自動車税システムに入力し、保有及び管理されている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書の記載等から「平成22年1月現在から同26年1月現在までの、栄区住所地Aを定置場とする125CC以下の原付バイクの登録台数の分かる文書」と解される。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、原付バイクの台数を定置場別に集計は行っていないこと、軽自動車税システムは特定の場所を定置場とする車両台数を抽出する機能がないこ

と等から、本件申立文書は存在しないとしている。一方、申立人は、本件請求において求めたものは、栄区税務課で受付して保有している軽自動車税申請書が対象行政文書であると主張している。

イ そこで、実施機関が行った、本件請求に係る対象行政文書の特定の妥当性について検討する。

ウ 当審査会が見分したところ、開示請求書の記載によれば、「平成22年1月現在から同26年1月現在の、住所地Aを定置場所とする原付バイクの登録台数」の開示を求めているものであり、当該記載からは、軽自動車税申告書が対象行政文書であると読み取ることはできない。

エ 申立人が対象行政文書であると主張する軽自動車税申告書は、個々の原付バイク等について新規取得・廃車等の申告時に提出されたものであり、申告後の登録状況を確認できるものではない。また、当該文書は保存期間5年の行政文書であり、保存期間より前から登録されている原付バイクに係る軽自動車税申告書は保存期間の経過により廃棄済みであるから、廃棄済みの分について栄区税務課では確認することはできない。

そのため、栄区税務課が現在保有する軽自動車税申告書によって、申立人が求める住所地Aの各年度の原付バイクの登録台数を確認することができるものとは解されない。

オ したがって、実施機関が軽自動車税申告書を本件申立文書として特定しなかったことについて、誤りはないと判断する。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 本件申立文書の不存在について検討するため、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 定置場の記載を含む軽自動車税の申告内容は、栄区税務課において軽自動車税システムに入力し、保有及び管理されている。

保有管理されている原付バイク台数に係る集計資料は、毎年度5月初めの定期課税時の区ごとの賦課件数を記載した年度ごとの「市税賦課額調」があるが、軽自動車税システムに登録されている原付バイクの台数について定置場別に集計は行っていないことから、「市税賦課額調」には住所地Aを定置場として登録された原付バイクの台数については記載されていない。

(イ) 軽自動車税システムは軽自動車税申告受付事務及び賦課徴収事務を行うため

のシステムであり、個々の車両についての登録内容を呼び出す機能を備えているが、システムから特定の場所を定置場とする車両台数を抽出する機能がないため、請求対象である登録台数は、いずれの時点におけるものであっても集計することができない。

(ウ) 以上の理由から、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないことから、非開示とした。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 実施機関の説明によれば、定置場の記載を含む軽自動車税の申告内容は、栄区税務課において軽自動車税システムに入力し、保有及び管理されている。

軽自動車等の主たる定置場についても税申告事項であり、軽自動車税システムに入力され、データとして保有していることが認められる。

しかしながら、保有管理されている原付バイク台数に係る集計資料である「市税賦課額調」について、当審査会が見分したところ、区ごとの賦課件数として原付バイクの台数は記載されているが、住所地Aを定置場として登録された原付バイクの台数については記載されていないことが確認された。

(イ) また、軽自動車税システムは軽自動車税申告受付事務及び賦課徴収事務を行うためのシステムであり、個々の車両について軽自動車税を賦課徴収するために必要な情報として、交付する標識の記号・番号、所有者の氏名、住所、車台番号、取得日等と共に定置場が登録されている。

賦課徴収事務に必要なとされる個々の車両ごとの登録情報を呼び出すための機能が有ることは当然のことであるが、特定場所の定置場ごとの登録台数は、個々の車両ごとの賦課徴収事務に必要なとされない情報であり、これを抽出する機能がないことは、特段不合理なことではない。

したがって、特定の場所を定置場とする登録台数は、いずれの時点におけるものであっても集計することができないという実施機関の説明についても、特段不合理ではない。

(ウ) 以上のことから、本件申立文書を保有していないとする実施機関の説明は不合理ではない。

ウ 申立人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を保有していないとして非開示とした決

定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月2日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会) 平成27年4月21日 (第269回第二部会) 平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・諮問の報告
平成27年7月23日 (第273回第一部会)	・審議
平成27年8月27日 (第274回第一部会)	・審議
平成27年9月10日 (第275回第一部会)	・審議